

ワーキングネーム制度を拡大 ～多様性を尊重した職場環境の実現に向けて～

auじぶん銀行株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：石月 貴史、以下 auじぶん銀行）は、2022年12月19日から、性的マイノリティの社員が本人の希望する性別で会社生活ができるよう、また同性パートナーおよび事実婚のパートナーの姓を通称名として使用できるよう、戸籍上以外の氏名を使用できるワーキングネーム制度を拡大することをお知らせします。



auじぶん銀行はワーキングネーム制度の拡大により、ダイバーシティの推進を目的として、戸籍上の氏名で働くことに苦しさを感じる社員を対象に、一人ひとりがじぶんらしく働くことのできる職場環境の実現を目指します。

これまでの婚姻などによる改姓後の旧姓継続利用に加え、今回のワーキングネーム制度を拡大により、性的マイノリティの社員や、同性パートナーおよび事実婚パートナーがいる社員も戸籍上以外の氏名を使用できるようにしました。

また、ワーキングネーム制度の拡大に合わせて、社内規定の配偶者と子の定義を同性パートナーとその子まで拡大する「ファミリーシップ制度」についても、同性パートナーに加えて、事実婚パートナーも制度の対象としました。

auじぶん銀行は、2021年4月に「住宅ローン」において同性パートナーとの申し込みを可能とし、同年9月には、「ファミリーシップ制度」を開始、また、2022年11月には「住宅ローン」において事実婚パートナーとの申し込みも可能にするなど、ダイバーシティの推進を行ってきました。

今回の取り組みでは、多様性を尊重した職場環境の実現に向けて一歩前進するものと考えています。

これからも、auじぶん銀行の基本精神「auじぶん銀行フィロソフィ」にある「ダイバーシティが基本」の考えのもと、お客さまの声にお応えするとともに、社員一人ひとりがじぶんらしく能力を発揮して働くことのできる環境の実現に向け取り組んでいきます。

auフィナンシャルグループのauじぶん銀行は、『じぶんのいる場所が、行く場所が、ぜんぶ銀行になる。そういうスマホの自由さ、便利さを銀行にも。』という思いを込めて「銀行を連れて、生きていこう。」というブランドメッセージを掲げるとともに、社会の持続的な成長に貢献する会社を目指し、社会貢献活動にも取り組んでいきます。

以上